



2024年5月22日

各 位

会社名 小田急電鉄株式会社
代表者名 取締役社長 鈴木 滋
(コード番号 9007 東証プライム)
問合せ先 執行役員 IR室長 鈴木 智
(TEL. 03 - 3349 - 2526)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月22日開催の取締役会において、定款の一部変更について、2024年6月27日開催予定の第103回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

当社は、2024年2月8日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、2024年6月27日開催予定の第103回定時株主総会の承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行します。

これに伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年6月27日(予定)
定款変更の効力発生日	2024年6月27日(予定)

以 上

別紙

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機 関)</p> <p>第4条 本公司は、株主総会及び取締役の外、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 <u>監査役</u></p> <p>3 <u>監査役会</u></p> <p>4 会計監査人</p> <p>第5条 } : } (条文省略) 第19条 }</p> <p>(定 員)</p> <p>第20条 本公司の取締役は<u>17名以内とする。</u> (新 設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 (新 設)</p> <p>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第22条 取締役は、株主総会で選任する。</p> <p>取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会招集の通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日より3日前に各取締役及び各監査役に対して発する。</p> <p><u>但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役等)</p> <p>第26条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議により取締役社長1名を定めることができる。</p> <p>前項の外必要に応じ、取締役会は、その決議により取締役会長1名を定めることができる。</p> <p>第27条 (条文省略)</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 本公司は、株主総会及び取締役の外、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 <u>監査等委員会</u> (削 除)</p> <p>3 会計監査人</p> <p>第5条 } : } (現行どおり) 第19条 }</p> <p>(定 員)</p> <p>第20条 本公司の取締役は<u>20名以内とする。</u> <u>本公司の取締役のうち監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p><u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第22条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会で選任する。</u> (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会招集の通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日より3日前に各取締役に対して発する。<u>但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> (削 除)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役等)</p> <p>第26条 取締役会は、その決議により取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を定めることができる。</p> <p>前項の外必要に応じ、取締役会は、その決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長1名を定めることができる。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>

<p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として 本会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(定 員) 第30条 本会社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(任 期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のとき までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任され た監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するとき までとする。</p> <p>(選 任) 第32条 監査役は、株主総会で選任する。 監査役の選任については、議決権を行使することができ る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、そ の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>(監査役会) 第33条 監査役会に関する事項は、監査役会で定める監査役 会規程による。</p> <p>(監査役会招集の通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日より3日前に各監査役 に対して発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮 することができる。</p> <p>(常勤の監査役) 第35条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定す る。</p> <p>(報酬等) 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定 める。</p> <p>(監査役との責任限定契約) 第37条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査 役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定 する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づ く責任の限度額は、1,000万円以上で予め定めた金額又は 法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第38条 } (条文省略)</p> <p>第39条 } (報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同 意を得てこれを定める。</p> <p>第41条 } (条文省略)</p> <p>第44条 }</p>	<p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として 本会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別 して株主総会の決議によりこれを定める。</u></p> <p>第29条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任) 第30条 本会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、 取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号 に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に 委任することができる。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会) 第31条 監査等委員会に関する事項は、監査等委員会で定め る監査等委員会規程による。</p> <p>(監査等委員会招集の通知) 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日より3日前に各監 査等委員に対して発する。但し、緊急の場合には、この期 間を短縮することができる。</p> <p>(常勤の監査等委員) 第33条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員 を選定することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第34条 } (現行どおり)</p> <p>第35条 } (報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員 会の同意を得てこれを定める。</p> <p>第37条 } (現行どおり)</p> <p>第40条 }</p>
---	---